

東神楽町地域まちづくり条例
～みんなで行動する活力あるまちへ～

逐条解説

令和8年1月

東神楽町

目 次

条例全体の構造

前文

第 1 条 目的

第 2 条 定義

第 3 条 基本理念

第 4 条 地域住民の役割

第 5 条 町内会・行政区の役割

第 6 条 地区公民館の役割

第 7 条 各種団体等の役割

第 8 条 仲介業者等の役割

第 9 条 町の役割

第 10 条 地区別まちづくり計画

第 11 条 意見交換会等

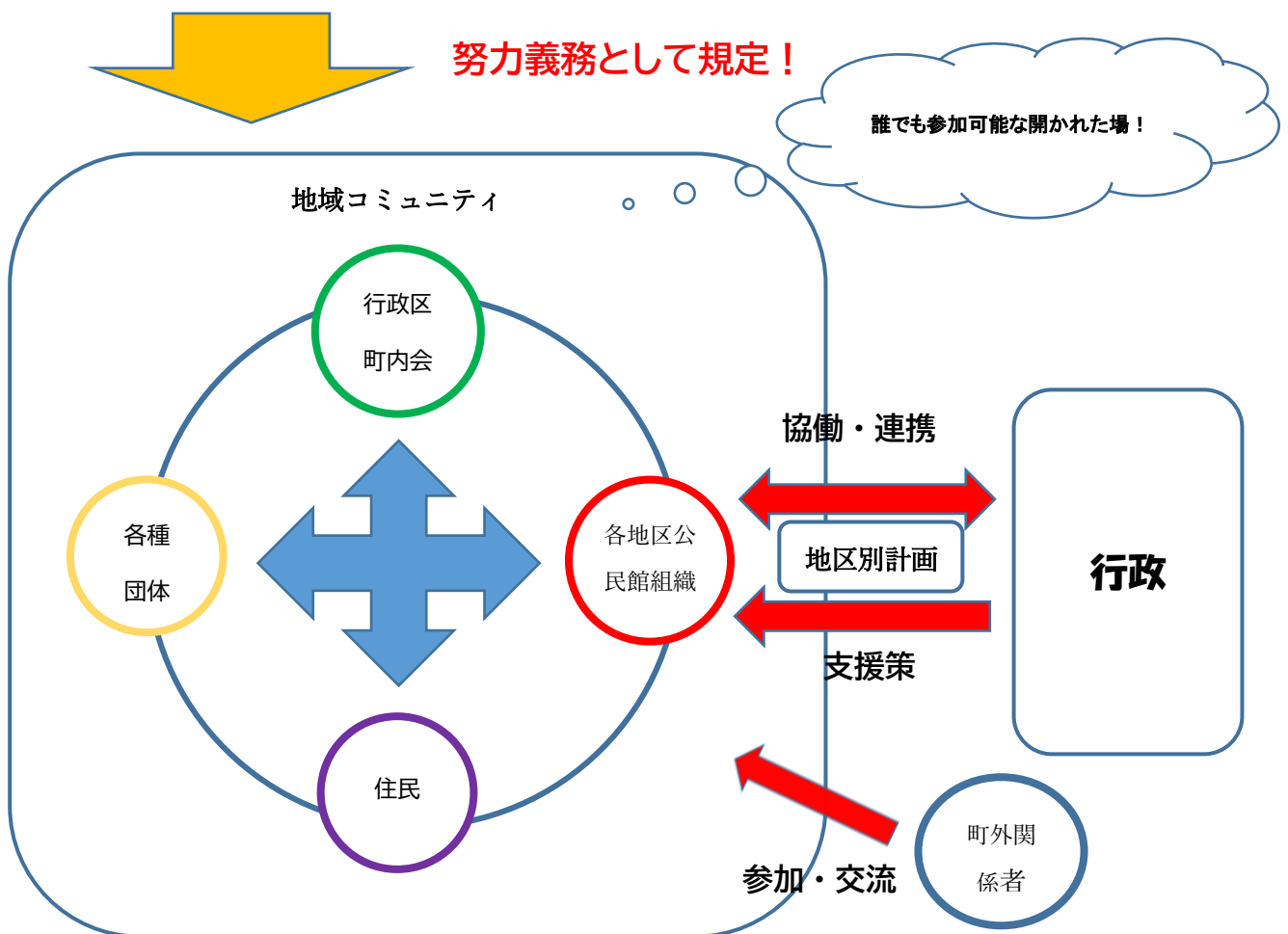
第12 条 委任

条例全体の構想

東神楽町地域まちづくり条例

- ・目的 ・定義 ・基本理念 ・役割
- ・地区別まちづくり計画 等

住民における地域自治組織への参画、地域コミュニティ活動の維持、活性化を目指す理念を条例化！



前 文

大雪山連峰の麓に広がる豊かな自然環境に恵まれた私達のまち東神楽町は、花と緑に囲まれたのどかな田園風景と快適な住環境により「花のまち」として発展を続けています。

東神楽町は、地域住民のコミュニティ活動が盛んなまちであり、地域自治組織が、交流、福祉、防災・防犯、環境美化活動等を通じて、地域住民の共助の関係を強め、地域コミュニティを形成する機能を担ってきました。

また、七つの地区公民館が社会教育の推進という枠組みを超え、各地域自治組織と協働し、「人と人とのつながり」や「人と地域のつながり」を生み出し、地域コミュニティの発展に大きな役割を果たしてきました。

近年では、生活様式や個人の価値観の多様化などから地域との関わりを持たない人も増えていますが、東神楽町では、町内会・行政区や地区公民館を始めとした様々な地域自治組織が協力し、自らの地域のことを協働で行う風土が根付いており、これからも先人達が築いてきたこの独自の風土を東神楽町の財産として継承し、発展させることで、豊かな地域コミュニティを維持することが必要です。

そのためには、地域住民一人ひとりが地域の一員であるという認識を深め、自分たちの手によるまちづくりを進めていくこと、更に、東神楽町の地域自治を担う町内会・行政区や地区公民館の活動がより活発となり、各地域自治組織が住民や地域のために力を合わせていくことが何よりも重要です。

ここに、私たちは、地域コミュニティ活性化に関する理念を明らかにし、地域自治組織における活動へ地域住民の参画が進むことを目指すとともに、地域住民、地域自治組織、町など関係する全ての主体が力を合わせ、地域コミュニティの活性化を推進し、誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

【解説・考え方】

(前文)

- ・前文は、東神楽町地域まちづくり条例制定の経緯や趣旨、理念、目的などを強調して述べている文章です。
- ・東神楽町の地域コミュニティの発展に大きな役割を果たしている町内会・行政区、地区公民館等の地域自治組織は、地域の特性にあった活動を展開し、「人と人とのつながり」や、「人と地域のつながり」を生み出してきました。しかし、近年、生活様式や価値観の多様化により、地域と関わり合いを持たない人が増えていますが、地域住民一人一人が主体となって積極的に地区のまちづくりに参加することが重要です。
- ・町内会・行政区、地区公民館、各種団体等の地域自治組織が、地域の未来を見据えたまちづくりを進めるため、行政と協働して、「豊かな地域コミュニティの形成・維持」に取り組む決意と「安心して豊かに暮らせる東神楽町」を実現するため、本理念条令を制定することを宣言しています。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、東神楽町で独自に培われてきた地域コミュニティを誇りに思い、これからも継承及び発展をさせることを基本理念とし、地域住民、地域自治組織及び町の協働による地域コミュニティの活性化を推進することで、将来にわたり誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

【解説・考え方】

- ・第1条(目的)では、本条例を制定した目的を規定しています。
- ・町内会・行政区、地区公民館等は、自分たちの理想とするまちづくりを、行政主導ではなく住民自らが実現することのできる地域自治組織であり、その活動を通じて住民同士の交流機会の創出のみではなく、地球環境の維持や防犯、防災、福祉、教育等様々な分野において重要な責務を担っています。
- ・本条例の制定目的は、住民が、行政区・町内会、地区公民館、各種団体等地域自治組織の活動へ積極的に参画し、地域コミュニティを活性化させ「安心して豊かに暮らせる地域社会」の実現を目指すことを目的としています。
- ・町は、この条例を背景として、地区の特性に応じたまちづくり地域の皆さんとともに進め、住んで良かった、これからも住み続けたいと思える地域づくりを目指しています。

～ワンポイント解説～



地域コミュニティの活性化とは？

本条例で示す、「地域コミュニティの活性化」とは、地域コミュニティの重要性を住民一人一人が理解し自分たちの住む地域を自分たちで良くしようと、より多くの方が町内会・行政区をはじめとした地域自治組織の活動に参加し、その取り組みが地域全体に広がっていくことを示しています。

また、「地域コミュニティ」という言葉は、実はわかるようでわからない言葉です。この条例で表す「地域コミュニティ」は「地区内の住民や団体どうしのつながり」を表しています。

近年では人と人とのつながり(コミュニティ)が希薄となり、地域によっては隣に住んでいる人もよく知らないという状況も多くみられ、それに伴って、行政区や町内会などの加入率も低下しつつあります。近年では「地域コミュニティなんてもう古い。今後は徐々に廃れていくものだ」とか「町内会・行政区などの地域自治組織は古い体質が残っているからいらない。」と主張する人もいます。でも本当にそうでしょうか？

過去より東神楽町は住民運動が盛んな町であり、地域住民や町内会・行政区、地区公民館などの地域自治組織が、住民同士の交流機会の創出のみならず、花のまちづくりを通じた地球環境、景観の維持や、住民同士の見守りなど福祉分野での貢献、地域で子供見守り育てる教育等、様々な役割を担っており、それらの取り組みが東神楽町の住みやすい町として

の魅力を作り上げてきました。

地域住民が一人ではできないことでも、地域自治組織の中で協力し知恵を出しながら助け合い様々な活動をすることで、より多くの住民同士の交流を生み出し、町をよくする取り組みを進めることが可能となります。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ 日々の生活の営み又はコミュニケーションを通じて形成される人々又は団体のつながりをいう。
- (2) 地域住民 町内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (3) 地域自治組織 町内会・行政区、地区公民館及び各種団体等その他活動を通じて住民自治の強化又は地域住民及び町との協働の推進等を目的とする組織をいう。
- (4) 町内会・行政区 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、東神楽町の一定の区域に住所を有する地域住民の地縁に基づいて形成された組織をいう。
- (5) 地区公民館 東神楽町公民館条例（昭和43年条例第14号）第3条に規定する地区公民館で、社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定による公民館の目的を達成するために事業を実施する団体をいう。
- (6) 各種団体等 東神楽町市街振興協会、ひじり野団地振興協会を始め、地域における自治を推進するために自主的に形成する組織をいう。
- (7) 仲介業者等 住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者又は仲介業者をいう。

【解説・考え方】

・第2条(定義)では重要な用語の意味を説明しており、定義している用語は全ての条において共通の意味で使います。

① 第1号 地域コミュニティ

地域コミュニティとは、地域をよりよくするために活動する住民・団体同士のつながりや集まりのことを言います。

② 第2号 地域住民

次のアからウに掲げる人を言います。

ア その地域内に居住する人。

イ その地域内にある事務所又は事業所で勤務する人。

ウ その地域内にある学校等(小・中学校、幼稚園、保育園、認定こども園など)に通っている人。

③ 第3号 地域自治組織

町内会・行政区、地区公民館及び各種団体等、地域住民等が自分達の地区のまちづくりを推進するために自主的に形成する組織を言います。

④ 第4号 町内会・行政区

町内にある町内会・行政区を言います。

現在(R07.04.01 現在)町内には、61 行政区があります。この行政区が7つの公民館の構成員となっております。

・聖台地区公民館	2行政区
・東聖地区公民館	23行政区
・中央地区公民館	27行政区
・忠栄地区公民館	5 行政区
・稻荷地区公民館	2 行政区
・八千代地区公民館	1 行政区
・志比内地区公民館	1 行政区

⑤ 第5号 地区公民館

地区公民館は、東神楽町公民館条例(昭和43年条例第14号)第3条に規定する7つの対象地域で活動する地区公民館を組織する団体を言います。

⑥ 第6号 各種団体等

次のアからイに掲げる事業者、団体及び任意団体を言います。

ア その地域内に事務所や事業所を持つ個人、法人やその他の団体。たとえば、商店や営業所、工場など、その地域で事業を営む人や団体が該当します。

イ その地域内で活動する個人、法人や任意の団体。たとえば地域団体やNPO等、また、その団体や法人の一員として活動している人などが該当します。

【参考】各種団体

- ・各種団体＝主にその地域の住民で構成され、その地域の住民を対象に活動する団体。例えば、ひじり野団地振興協会、中央市街振興協会など。
- ・NPO＝民間非営利組織(法人格の有無は問わない)。

⑦ 第7号 仲介業者等

住宅の建築、販売、賃貸又は管理などを行う事業者又は仲介業者を言います。例えば、工務

店やハウスメーカー、賃貸住宅を管理する仲介業者を言います。

～ワンポイント解説～



地域自治とは？

本条例は「地域自治」という言葉が多く出てきます。では本条例が示す「地域自治」とは何か？を改めて考えてみたいと思います。

「地域自治」とは地域が地域を担う仕組みです。過去より町内会・行政区などが総合的に地域を担ってきました。しかし、多様化、複雑化する社会では、さまざまな専門機関や地域団体などもそれぞれの役割において地域に関わっています。

「地域自治」の根幹にある考え方は、「自分たちが住む地域は、地域住民が自らより良い環境を目指し、自ら考え、行動することで町を創っていくこと」です。

「地域自治」とは、なにも政治的な議論をし、行動をとるなどという難しい考え方をするのではなく、地域住民が地に足をつけて自分の生活を他者との関わりの中でとらえ、お互いを助け合いながら、安心して過ごせる「居場所＝コミュニティ」を創ること。そしてそれを自らが住民として他者ととともに実践することが基本になります。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 地域コミュニティを継承していくために、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 地域住民及び地域自治組織は、これまで独自に築いてきた地域コミュニティを、これからも継承及び発展させるよう活動を行っていくこと。
- (2) 地域住民、地域自治組織及び町は、地域コミュニティの重要性を再認識し、独自の地域コミュニティを維持及び拡大しつつ、地域住民が理想とする地域社会の実現を目指すこと。
- (3) 町は、地域住民及び地域自治組織がまちづくりの主体であることを認識し互いに協力しながら地域コミュニティの活動を最大限に尊重すること。

【解説・考え方】

- ・第3条(基本理念)では、地域住民や町内会・行政区、地区公民館組織、各種団体等の地域自治組織における、共通の価値や理想、まちの目指すべき姿を規定しています。
- ・本条例の目的である「誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会の実現」のためには「地域住民一人一人が地域自治組織の活動に積極的に参画する必要」があることから、各々が地域コミュニティを構成する自覚を持ち、協働して地区のまちづくりに取り組むことを規定しています。

- ・中でも地区公民館は過去より町内会・行政区と並び東神楽町における地域コミュニティ形成、維持を主導しており、東神楽町の特徴でもあることから、地域コミュニティの活性化について重要な役割を担っています。
- ・地域のことを話し合い、決めたことを皆で実行していく地域自治の取組は、地域コミュニティでの活動(日頃の地域の人や団体などの繋がりによる活動など)があってこそ成り立つものです。このため、「地域住民、地域自治組織などの主体性」と「行政と協働した地区のまちづくり」を基本的な考えとしています。地域の多様な立場の住民が地域自治組織の活動に自主的に参加し、議論を深め、結論を導き出して、目標の実現に取り組み、行政と協働して、地区のまちづくりをするべきであると考えています。

第4条 地域住民の役割

(地域住民の役割)

第4条 地域住民は、地域コミュニティの活性化を図るため、地域に関心を持ち積極的に地域自治組織の活動に参画するよう努めるものとする。

【解説・考え方】

- ・地域コミュニティの活性化を図るためには、地域住民一人一人がその重要性を認識し、積極的に活動へ参画することが重要です。そのため、本条では地域自治組織の活動参加を努力義務として規定しています。
- ・地域住民が、自分達の住む地域に関心を持つことによって地域自治組織の活動に参画し、地域の課題解決に向けた取組へ積極的に参画するよう努めることを規定しています。
- ・例えば、近所の顔見知りの関係づくりや地域の課題解決の取組への参画は、地域住民等の役割でもあると考えておりますが、強制ではなく、何をどこまでやるかは一人ひとりの判断に委ね、自主性を尊重することを原則としています

第5条 町内会・行政区の役割

(町内会・行政区の役割)

第5条 町内会・行政区は、地域住民が相互に助け合い、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。

- 2 町内会・行政区は、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、その活動への参加又は町内会・行政区への加入を促すよう努めるものとする。
- 3 町内会・行政区は、その活動を補い合い又は深めるため、必要に応じて、町内会・行政区の連合体、他の町内会・行政区その他の地域自治組織と連携するよう努めるものとする。

4 町内会・行政区は、地区公民館と協力してその活動の活性化を図るよう努めるものとする。

【解説・考え方】

① 第1項

町内会等は、地域の最小単位の地域自治組織として、地域住民の安全安心な暮らしやすい地域コミュニティの維持や形成に努めること規定しています。

② 第2項

各町内会等で実施している、町内会活動やイベントなど通じて、地域住民の参加や加入を促すよう努めるよう規定しています。

③ 第3項

各町内会等は、地区公民館の構成員として、地区公民館の活動に協力して地域住民と社会教育活動に参加したり、地域のイベントに参加したりすることで、町内会だけでなく、地域住民同士の活動の幅を広げられるよう努めることを規定しています。

第6条 地区公民館の役割

第6条 地区公民館は、社会教育法に規定する事業を実施するほか、地域の実情に応じた地域コミュニティの活動の維持及び活性化を図るよう努めるものとする。

2 地区公民館は、地域コミュニティの活動を円滑に進めるため、必要に応じて、地域住民、地域自治組織及び町との調整等を行うよう努めるものとする。

3 地区公民館は、当該地区公民館を構成する地域住民又は町内会・行政区に対し、地区公民館への理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、その活動状況及び運営に関する情報の提供、公開等により、開かれた運営に努めるものとする。

【解説・考え方】

① 第1項

地区公民館は、本来、社会教育法第22条各号に規定する事業を実施していますが、もともと当町の地区公民館は、それぞれの地域で特性を生かした独自の公民館活動を実施しており、今後も地域コミュニティの活発化を目指すよう規定しています。

【参考】社会教育法第22条

公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

一 定期講座を開設すること。

二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

② 第2項

地区公民館は、自分たちの地区のコミュニティ活動を進めるため、町や各種団体と活動の調整に努めることを規定しています。

③ 第3項

地区公民館の構成員であるその地区に住んでいる地域住民や町内会などに対して、公民館の目的や活動について理解を深めていただき、公民館活動に参加していただくため、公民館の活動状況や運営状況等に関する情報の提供を規定しています。

例えば、公民館だよりで活動状況や各種行事のイベントを案内したり、公民館の総会などで予算決算、活動報告、活動計画などを町内会や地区住民に説明したり、提供することを想定しています。

第7条 各種団体等の役割

第7条 各種団体等は、地域コミュニティの一員として社会的役割を認識し、町の施策に協力するよう努めるものとする。

2 各種団体等は、必要に応じて地域住民又は地域自治組織と連携し、地域コミュニティの活性化に取り組むよう努めるものとする。

【解説・考え方】

① 第1項

各種団体等は、地区の区域内に地域コミュニティの活動を支えるため、地区の一員であることを認識し、地域の活動に協力するよう努めることを規定しています。

② 第2項

地域のまちづくりを推進するうえで、その地区にいる各種団体等も、地域コミュニティの活性化や地域の課題解決に向けた取り組みを図るため、他の地域自治組織と連携して取り組むよう努めることを規定しています。

第8条 仲介事業者等の役割

第8条 仲介業者等は、住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。）を行うに当たり、当該住宅に入居しようとする者に対して、地域の実情に応じて、町内会・行政区への自発的な加入等に資する情報の提供に努めるものとする。

【解説・考え方】

① 第1項

仲介業者等は、住宅や賃貸住宅に入居している方や入居予定者に対する町内会への加入・設

立に資する情報の提供に努めることを規定しています。

例えば、戸建てであれば、建築する区域の町内会などの情報提供をしてもらったり、賃貸住宅であれば、入居の際の町内会などの情報提供、新築建築に伴う際に新たな町内会の設立が必要になった場合の入居予定者等への情報提供をしたりするで、入居者等への加入促進に努めるものです。

② 第2項

仲介業者等は、町内会の維持と活動の活性化に関する町の施策に協力するよう努めることを規定しています。

例えば、町が第1項で規定しているような町内会への情報提供を仲介業者等に提供し、入居予定者等へ周知を依頼し、新たな町内会を設立する際には、町と協議して進められるようになるものです。

第9条 町の役割

第9条 町は、地域の特性を把握するため地域自治組織と連携して、地域コミュニティの活性化及び地域自治組織への支援その他必要な施策を実施するよう努めるものとする。

【解説・考え方】

地域自治組織のコミュニティの活性化や活動に対し、町が実施すべき必要な支援を定めています。

町は、地域自治組織と連携して地区の特性にあったまちづくりをすすめ、支援については、地域自治組織や、地区別まちづくり計画に定められた課題を解決するため地域住民が主体となる事業についても一部助成することを規定しています。

第10条 地区別まちづくり計画

第10条 地域住民、地域自治組織及び町は、第1条及び第3条の規定を実現するため、地区公民館の区域ごとに地区別まちづくり計画を策定するよう努めるものとする。

【解説・考え方】

地域自治組織は、本条例の目的や地区の課題を解決するため、町と一緒に、地区公民館の区域ごとに「地区別まちづくり計画」を策定するよう努めることを定めています。地区別まちづくり計画には、計画の期間、事業内容、役割分担(行政・住民・協働)のほか、地区の魅力などを議論した事項を記載します。

地区別まちづくり計画は、地域住民のみで取り組む事項のみを記載するのではなく行政が主体である事項や地域住民・行政が協働して取り組む事務項についても、計画づくりの過程でそ

それぞれの役割分担を話し合い記載します。計画の策定後、できる事項から取り組み、進み具合に応じて計画の内容を充実したり、変更したりしながら取り組むことを想定しています。

第11条 意見交換会等

第11条 町長は、まちづくりの推進及び地域の活性化を図るため、必要に応じて、意見交換会及び意向調査等を実施するものとする。

【解説・考え方】

町長は、町のまちづくりや地域の活性化を図るため、まちづくり懇談会などの意見交換会や町長への手紙、各種計画に伴うアンケート調査などを実施することを規定しています。

第12条 委任

第12条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

【解説・考え方】

東神楽町地域自治推進条例を施行するために必要な事項は、町長が別で定めることを規定しています。

例えば、各種必要なことは、個別の要綱で定めることを想定しています。

附 則

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(この条例の検討及び見直し)

2 町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の理念を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案し、各条項等の適合状況等を検討し、見直しが適当と判断したときは、必要な取組を行うものとする。

3 町長は、前項の検討及び見直しに当たっては、町民の意見を聴かなければならない。

【解説・考え方】

東神楽町地域自治推進条例の施行日、施行後5年以内の運用状況の検討とその際の地域住民からの運用状況や見直しについての意見、検討結果の公表と町の対処方法を定めています。

① 第1項

東神楽町地域自治推進条例は、令和8年1月1日から施行します。

② 第2項

地域自治の仕組みを持続可能なものとしていくためには、適切な時期に仕組み全体の評価を行い、必要に応じて見直しをしていくことが必要です。その最初の機会として、地域自治の

推進状況や社会情勢の変化等を勘案し、条例の施行後5年以内に、運用状況や見直しについて意見を述べることを定めています。

③ 第3項

町長は、見直しにあたっては、町民の意見を聴く機会を設けることを定めています。